連絡先届出書について

* 提出方法

別紙の「連絡先届出書」を本会に郵送，若しくはＥメールに添付し [info@tokyo-chousashi.or.jp](mailto:info@tokyo-chousashi.or.jp?subject=連絡先届出書) まで送信ください。

または下記のＷｅｂフォームからもご提出いただけます。

【連絡先届出書申請用Webフォーム】

https://forms.gle/YH66vhWaWo12AmLw6

* 連絡先情報の変更方法

連絡先情報に変更が生じた場合には，上記「１」の方法により，「連絡先変更届出書」を本会事務局にご提出ください。

会員の連絡先届出及び取扱いに関する規程

（目的）

第１条　本規程は，東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）会則第２条に掲げる会員の指導及び連絡に関する事務を円滑に達成するため，会員に対し，法令及び会則等をもって登録が義務付けられた届出事項の他に，本会が会員に提供を求めることができる連絡先（以下「連絡先」という。）に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

（提供を求めることができる連絡先）

第２条　本会は，所属する会員に対し，別紙様式第１号の他，本会が指定する適宜の方法をもって，次の連絡先の提供を求めることができる。

(1)　電子メールアドレス（添付ファイルの受信可能なアドレス）

(2)　携帯電話番号

(3)　緊急連絡先（会員本人以外）

（連絡先の支部長への提供）

第３条　本会は，前条で取得した連絡先及び第５条により転用した連絡先を，会則第67条第３項の目的を達成するため，会員が所属する支部の支部長に提供することができる。

（利用目的）

第４条　本会及び支部長は，取得した連絡先を，次に掲げる範囲において利用することができる。ただし，支部長にあっては，当該条文中の「全会員」及び「個別の会員」を「支部会員」と読み替えるものとする。

(1)　電子メールアドレス

　　①　全会員を対象とした，各種の通知（災害時の安否確認及び同確認訓練に関する通知を含む。）及び連絡事項並びに資料等の送信

　　②　個別の会員を対象とした，事務所への連絡等が不能である場合の緊急連絡の送信

(2)　携帯電話番号

　　①　全会員を対象とした，災害時の安否確認及び同確認訓練のためのショートメールの送信

　　②　個別の会員を対象とした，事務所への連絡等が不能である場合の緊急連絡

(3)　緊急連絡先（会員本人以外）

　　個別の会員を対象とした，事務所及び自宅への連絡等が不能である場合の緊急連絡

（既取得連絡先情報の転用）

第５条　本会は，本規程に基づく届出がされるまでの間，前条に規定する利用目的の範囲に限り，本規程に基づく届出がされる以前に取得した連絡先の情報を，第２条に規定する連絡先として，転用して登録することができる。

（連絡先変更の届出）

第６条　会員は，本会に提出した連絡先に変更が生じた場合には，遅滞なく，別紙様式第２号の他，本会が指定する適宜の方法をもって，本会にその旨を届出なければならない。

（連絡先の利用）

第７条　本会は，第４条に定める目的以外で連絡先を利用してはならない。

２　本会は，取得した連絡先を目的外で利用する必要が生じた場合には，目的外利用をすることについて，理事会の承認を受けなければならない。ただし，その利用にあたっては，第８条に該当する場合を除き，会員本人の同意を得ることとする。

（連絡先の第三者提供の制限）

第８条　本会は，裁判所からの命令，刑事訴訟法第197条第２項に基づく請求及び弁護士法第23条の２に基づく照会等，法令等で定める場合を除き，連絡先を第三者に提供してはならない。

２　前項の定めにかかわらず，災害発生時などの緊急時には，会員が所属する支部の支部長以外にも連絡先を提供し，会員の安否確認のために利用することができる。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は，総会の決議による。

　　附則

（施行期日）

　この規程は，令和元年５月30日第81回定時総会で制定し，同日から施行する。

　　附則

（施行期日）

　令和４年５月30日第84回定時総会において一部改正し，同日施行する。

別紙第１号様式（第２条）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先届出書 | | | | | | |
| 年 　　月　 　日  　　東京土地家屋調査士会長　　殿  登録番号　　　　　東京　第　　　　　　号  氏　　名  　　私は，会員の連絡先届出及び取扱いに関する規程第２条の規定により，以下のとおり  　　連絡先を届け出ます。 | | | | | | |
| 【電子メールアドレス】  全会員を対象とした  通知及び連絡用 |  | | ＠ | |  | |
| 【電子メールアドレス】  事務所への連絡等が不能  である場合の緊急連絡用 |  | | ＠ | |  | |
| 【携帯電話番号】  災害時の安否確認及び  同確認訓練のための  ショートメールの送信用 | （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 【携帯電話番号】  事務所への連絡等が不能  である場合の緊急連絡用 | （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 緊急連絡先  （会員本人以外） | 氏名 |  | | 続柄 | |  |
| （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 備　　　　考 |  | | | | | |

別紙第２号様式（第６条）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先変更届出書 | | | | | | |
| 年 　　月　 　日  　　東京土地家屋調査士会長　　殿  登録番号　　　　　東京　第　　　　　　号  氏　　名  　任意届出による連絡先に下記のとおり変更がありましたので，会員の連絡先届出及び取扱いに関する規程第６条の規定により登録事項の変更を届け出ます。 | | | | | | |
| 【電子メールアドレス】  全会員を対象とした  通知及び連絡用 |  | | ＠ | |  | |
| 【電子メールアドレス】  事務所への連絡等が不能  である場合の緊急連絡用 |  | | ＠ | |  | |
| 【携帯電話番号】  災害時の安否確認及び  同確認訓練のための  ショートメールの送信用 | （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 【携帯電話番号】  事務所への連絡等が不能  である場合の緊急連絡用 | （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 緊急連絡先  （会員本人以外） | 氏名 |  | | 続柄 | |  |
| （　　　　　　　　　）　　　　　　　　　－ | | | | | |
| 備　　　　考 | 年　　　月　　　日変更 | | | | | |

（注）変更が生じた連絡先の該当欄に変更後の連絡先を記載すること。